

ごみ拾いSNS「ピリカ」台東区版ウェブページ運用基準

令和7年6月1日

7台環環第332号

(趣旨)

第1条 この基準は、株式会社ピリカが開発・運営する無料アプリのごみ拾いSNS「ピリカ」(以下「ピリカ」という。)の活用にあたり、「ピリカ」と連携し、台東区環境清掃部環境課(以下「環境課」という。)が開設するごみ拾いSNS「ピリカ」台東区版ウェブページ(以下「台東区版ウェブページ」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(台東区版ウェブページの目的)

第2条 台東区版ウェブページは、地域のごみ拾い活動の参加人数や拾われたごみの量を把握し、参加者の活動意欲の向上や参加者同士の交流等を図ることを目的とする。また、効果的なイベント周知等を行うことで、区内の多様な主体と連携した環境美化活動の推進をめざす。

(定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ドメイン インターネット上に存在するコンピュータ及びネットワークを識別するために付された名称をいう。
- (2) コンテンツ 台東区版ウェブページで提供する情報の内容を構成するテキスト文書、図画等のデータを総称したものをいう。
- (3) アクセス インターネットを介して台東区版ウェブページを閲覧し、又は利用することをいう。
- (4) 台東区公式ホームページ 台東区が管理・運営するホームページで、city.taito.lg.jp ドメイン以下の全てのホームページをいう。
- (5) 参加団体等 台東区内で行われたごみ拾い活動を一度でもピリカに投稿したことがある団体、個人をいう。

- (6) リンク ホームページから別のホームページに移動できる状態に設定することをいう。ただし、「ピリカ」と連携して表示される情報への移動は含まない。

(組織体制)

第4条 台東区版ウェブページを適切に運用するため、台東区版ウェブページ運用管理責任者（以下「運用管理責任者」という。）、台東区版ウェブページ運用管理者（以下「運用管理者」という。）を設置する。

- 2 運用管理責任者は台東区版ウェブページの導入目的の達成および総合的な運用を目的とし、環境課長をもって充てる。
- 3 運用管理者は運用管理責任者を補佐することを目的とし、環境課職員をもって充てる。

(適用範囲)

第5条 この基準において、台東区版ウェブページとは、
<https://taito.city.pirika.org> ドメインのホームページをいう。なお、参加団体等が「ピリカ」のアカウントを取得し、ごみ拾いを投稿した際に自動作成される参加団体等の専用ページは含まれない。

(情報確認及び更新の責務)

第6条 運用管理責任者および運用管理者が作成するコンテンツは、定期的な内容を確認しなければならない。また、内容等に変更がある場合は速やかに更新し、正確な情報を提供しなければならない。

(掲載できない情報)

第7条 次に掲げる情報は、台東区版ウェブページに掲載することができない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権を侵害するおそれがあるもの
- (4) 犯罪等に利用されるおそれがあるもの

- (5) 第三者を誹謗中傷し、又は不利益を与えると判断されるもの
 - (6) 情報の内容が、主として営業活動、政治活動又は宗教活動を目的としたもの
 - (7) 情報が区内の多様な主体と連携した環境美化活動の推進の事業・目的と直接関わらないもの
 - (8) 営利目的の宣伝・広告を含むもの
 - (9) 台東区の行政運営の実態と合致せず、利用者に誤解を与えるおそれのあるもの
- 2 利用者は台東区版ウェブページ内で前項のいずれかに係る情報を確認した場合、可能な限り運用管理責任者または運用管理者に報告するものとする。
 - 3 運用管理責任者および運用管理者は、前項に係る報告を受けた場合、内容について検討し、第1項の規定に抵触するものと認めるときは、速やかに株式会社ピリカに連絡し、当該情報の掲載を中止させるなど、対応を行うものとする。
 - 4 運用管理責任者および運用管理者は、台東区版ウェブページ内で第1項に掲げる内容の情報を発見した場合、内容について検討し、第1項の規定に抵触するものと認めるときは、速やかに株式会社ピリカに連絡し、当該情報の掲載を中止させるなど、対応を行うものとする。

(掲載情報の作成)

第8条 運用管理者は、前条の規定に留意し、運用管理責任者の承認を受けた後、台東区版ウェブページへ掲載するものとする。

(「ピリカ」連携の情報掲載)

第9条 「ピリカ」から連携して台東区版ウェブページに掲載する情報は次のとおりとする。

- (1) 「ピリカ」により投稿された区内の、直近のごみ拾い活動（投稿者アイコン、投稿者名、投稿時間、コメント、投稿画像）、イベント情報、参加人数及びごみの数
- (2) 直近の投稿が行われた位置にアイコンを表示した地図

- (3) 参加団体等に関する情報
- (4) 前年同月 1 日から当日までに地域内で拾われたごみの数で比較した、個人ごと及び参加団体等ごとのランキング
- (5) その他運用管理責任者と株式会社ピリカが協議の上掲載する情報

(リンク基準)

第 10 条 台東区版ウェブページからリンクすることができるホームページの提供先は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社ピリカ及び一般社団法人ピリカ
- (2) 国及び地方公共団体
- (3) 前号以外の公共機関
- (4) 区が出資している法人
- (5) その他区にとって有益と認められる団体及び個人で、運用管理責任者が認める団体及び個人

2 運用管理者が外部のホームページへのリンクを設定する場合、次に掲げる事項について運用管理責任者の承認を得るものとする。

- (1) ホームページの名称及びドメイン名
- (2) ホームページの内容
- (3) ホームページの管理者の連絡先
- (4) リンクの理由
- (5) リンクの終了期限がある場合には終了予定年月日

(外部のホームページから台東区版ウェブページへのリンク)

第 11 条 外部のホームページ（環境課以外の者が開設し、管理し、及び運営するホームページをいう。以下同じ。）から台東区版ウェブページへのリンクは、原則として当該トップページとし、台東区版ウェブページへのリンクである旨を明記するものとする。

2 外部のホームページが次の各号のいずれかに該当する場合は、リンクの解除を求めることができる。

- (1) アダルトコンテンツ（性的又は暴力的描写等の表現をいう。）を含むもの
- (2) 犯罪行為に結び付くもの又は違法な内容を含むもの

- (3) 個人、団体等の名誉、人権、財産若しくはプライバシーを侵害する内容又は個人、団体等を誹謗中傷する内容を含むもの
- (4) 特定の政党、政治団体、宗教団体、思想又は宗教に対する支持又は不支持を表明する内容を含むもの
- (5) 選挙の事前運動、選挙運動その他これらに類するもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に抵触する内容を含むもの
- (6) 不正なアクセス又はシステムの停止を引き起こす内容を含むもの
- (7) 外部のホームページが、台東区版ウェブページや台東区公式ホームページであるかのように表示され、利用者の誤解を招くおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、リンクが適当でないと運用管理責任者が認めるもの

（台東区版ウェブページから外部のホームページへのリンク）

第12条 台東区版ウェブページから外部のホームページへのリンクを設定した場合において、当該リンク先のホームページの管理者、内容等については、区はいかなる責任も負わないものとする。

- 2 前項に規定する団体等のホームページにリンクを行った場合であって、その後、公序良俗に反する等の不適切な内容が掲載されていることが判明した場合には、事前に通告することなく、運用管理責任者の指示により運用管理者がリンクを解除する場合があるものとする。

（区公式アカウントの運用）

第13条 区は、台東区版ウェブページを運用するにあたり、公式アカウント（以下「本アカウント」という。）を作成しユーザー名は「東京都台東区環境課」とする。

- 2 本アカウントの管理及び発信は、運用管理責任者および運用管理者が行う。

（運用主体、発信内容等の明示）

第14条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、本アカウントのユーザー名を、区公式ホームページに明示する。

- 2 本アカウントの運用主体、発信する内容については、プロフィール欄に明示する。

(本アカウントの掲載内容)

第15条 本アカウントにより発信する情報は、次のとおりとする。

- (1) 区内における区主体の清掃活動に関する情報
- (2) その他運用管理責任者が適当と認めるもの

(コメント、イベントの制限)

第16条 本アカウントは発信のみを行い、原則として他のユーザーのコメントに対する個別の回答又はイベントへの参加を行わないものとする。ただし、国、東京都、他自治体等が発信したもので、運用管理責任者が必要と認めるものは、この限りでない。

(グループの制限)

第17条 本アカウントは、グループの設定及び他のユーザーが設定したグループへの登録を行わないものとする。

(ホームページとのリンク)

第18条 本アカウントが発信する投稿およびコメントに掲載するリンク先は、原則として区が運営するホームページに限るものとする。ただし、運用管理責任者が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(本アカウントにおける免責事項)

第19条 区は、本アカウントに掲載する情報について、正確性および完全性を保証するものではない。

- 2 区は、利用者が本アカウントの掲載情報を利用し、又は信用したことにより直接的または間接的に被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

- 3 区は、利用者間又は利用者と第三者の間のトラブルによって利用者又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 4 区は、前各項に定めるほか、本アカウントに関連する事項に起因し、又は関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 5 区は、予告なしに本アカウントが停止・終了することがある。当該行為に関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。

（著作権）

第20条 台東区版ウェブページおよび本アカウントで掲載されている文章、画像、イラスト、その他すべての情報に関する著作権は、台東区又は第三者に帰属する。

- 2 台東区版ウェブページおよび本アカウントの内容について、「私的利用のための複製」等著作権法によって認められた場合を除き、著作権者の事前の許可なく、無断で利用（複製、改変、配布、公衆送信等を含む。）することを禁止する。

（商標）

第21条 台東区版ウェブページに掲載されている、PIRIKA および PIRIKA ロゴは、株式会社ピリカの商標または登録商標です。

- 2 台東区版ウェブページに掲載されている、「台東くん」は、株式会社バンダイの商標または登録商標です。

（台東区版ウェブページにおける免責事項）

第22条 台東区版ウェブページ利用により発生したトラブル、損害等については、区は一切の責任を負わないものとする。

- 2 区は正確な情報提供に努めるが、緊急又は流動的な情報については、完全性及び確実性を保証できない場合があるものとする。

- 3 区は、回線やサーバ混雑等によりコンテンツが遅延又は未着となった場合において、一切の責任を負わないものとする。
- 4 区は、台東区版ウェブページの中断や廃止により利用者及び第三者に損害が発生した場合において、一切の責任を負わないものとする。

(台東区版ウェブページの中断・廃止)

第23条 区は、次のいずれかに該当する場合、台東区版ウェブページの提供を予告なく中断し、又は台東区版ウェブページの全部又は一部を予告なく廃止することができるものとする。

- (1) 台東区版ウェブページの保守上又は管理上やむを得ない事情が発生したとき
- (2) 災害等により通信障害等が発生したとき
- (3) その他、サービス継続が困難と区が判断したとき

(費用)

第24条 台東区版ウェブページを利用する場合の通信料、利用環境等に関する費用は利用者が負担するものとする。

(利用環境)

第25条 台東区版ウェブページは、インターネットに接続可能なスマートフォン、パソコン等で利用が可能なものとする。ただし、全ての利用環境に対して動作を保証しているものではないため、利用者の利用環境、利用する機種等によっては、利用できない場合があるものとする。

(連携情報の目的外利用)

第26条 区は、第9条で規定している連携情報について、他の環境施策で利用する場合がある。ただし、その際は、個人等が特定できないよう加工して利用するものとする。

(個人情報の取扱い)

第27条 区は、個人情報の保護に関する法律及び東京都台東区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、登録及び投稿された利用者の情報を適切かつ安全に利用するものとする。

2 登録及び投稿された利用者の情報は、区の管理のもと、株式会社ピリカが適切かつ安全に管理するものとする。

(規約の変更等)

第28条 区は、本運用基準の全部又は一部を予告なく変更等できるものとする。

(委任)

第29条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、運用管理責任者が別に定める。

付 則

この基準は、令和7年6月1日から施行する。